

令和8年9月15日

組 合 員 各 位

島根県農業協同組合
代表理事組合長 竹下 克美

共済規程の一部変更について、下記のとおり令和8年8月24日理事会において議決しましたので、定款第57条第2項の規定にもとづき掲載いたします。

なお、変更の内容については、今後、島根県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、改正自賠法 e-文書規則※1 が令和7年12月に施行され、人傷一括事案※2における人傷取扱会社（人傷社）と自賠責取扱会社（自賠社）との精算請求に限って、書面のほか電磁的記録による提出が可能となる法整備が行われるため、今後の運用を見据えて規程の変更を行う。

※1 「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存法における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の略称

※2 J A 共済が自動車共済の人身傷害補償分と自賠責共済分を交通事故で受傷されたかたに一括して支払い、その後 J A 共済が自賠責共済へ請求することにより、自賠責共済負担分を回収する方式である。この方式により、交通事故で受傷されたかたは、治療費等立て替える必要がなく、経済的負担や請求手続きの負担軽減が図られる。

2. 実施時期

令和9年4月1日

以 上